

第六次北本市総合振興計画策定方針

令和 6 年 4 月 22 日市長決裁

1 策定の趣旨

北本市では、これまで五次にわたる総合振興計画を策定し、まちの発展と市民福祉の向上に取り組んできた。

少子高齢化が進む中、本市の持つ特性や強みを生かしながら、市民の暮らしやすさの向上と持続性の高いまちづくりを継続的に進めていく必要がある。

そのような中、第五次北本市総合振興計画（以下「現行計画」という。）の計画期間が、令和 7 年度をもって終了することから、令和 8 年度を始期とする第六次北本市総合振興計画（以下「次期総合振興計画」という。）の策定に当たり、基本的な方針を定めるものである。

2 計画の位置付け

北本市自治基本条例（平成 21 年 9 月 30 日条例第 22 号）は、「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまち」を実現することを目的としている。そしてこの条例は、北本市におけるまちづくりの最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例を最大限に尊重すべきことを義務付けたうえで、市は総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画（以下「総合計画」）を策定し、市長等は、総合計画に基づく市政運営を行わなければならないとしていることから、まちづくりを進める上での最上位計画として位置付けるものである。

また、第 2 期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の計画期間が令和 7 年度で終了するが、計画の目指す方向性が総合振興計画に内包するものであることから、次期総合戦略についても一体の計画として策定する。

3 計画の構成

次期総合振興計画では、原則として現行計画の構成（「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」からなる三層構造）を引継ぎ、以下の前提で策定を進め、市民に分かりやすく、かつ、将来の社会情勢の変化にも柔軟に対応できるよう、策定過程において実効性のある構成・期間

について検討する。

(1) 基本構想

北本市自治基本条例の規定に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、まちづくりの理念や将来都市像を掲げ、市の将来を展望し、長期的視点からまちづくりの方向性を定めるものである。

計画期間については社会情勢等を踏まえ、適切な計画期間を定めるものとする。

(2) 基本計画

基本構想において定められた政策を実現するため、必要な施策を具体化する計画である。基本構想の計画期間を踏まえ、適切な計画期間を定めるものとする。

(3) 実施計画

基本計画に示した施策を実現するための事業について、財政状況等を踏まえて策定する計画である。この計画に基づき実行した事業の効果を適切に評価し、評価した結果を次年度への取組に反映することにより、更なる効果の追求を行うとともに、実効性を担保する。

※なお、急激な社会情勢の変化等に対応するため、計画期間中であっても、必要に応じて計画の見直しを検討する等、柔軟に対応するものとする。

4 策定における基本的な考え方

次期総合振興計画の策定に当たり、次の事項を基本的な考え方として取り組む。

(1) 重点事項や優先順位が明確で、実効性のある計画づくり

現行の計画から引き継ぐものと新たに計画に盛り込むものを整理する中で、将来を見据えて、計画の策定段階から重点的に取り組むことや優先して取り組むことを明確化するなど、実効性の高い計画づくりを行う。

(2) 実現性を確保した計画づくり

将来の人口動向や財政状況等を十分に想定し、施策の実現性を確保した計画づくりを行う。

(3) 時代の潮流や社会経済環境の変化等に対応した計画づくり

本市を取り巻く環境や市民ニーズが大きく変化する中で、人口減少への対応、D Xの推進、ゼロカーボンの推進等、時代の潮流や社

会経済環境の変化、多様化する考え方などを的確に捉え、時代の変化に柔軟に対応した計画づくりを行う。

(4) 市民協働による計画づくり

総合振興計画に対する理解を深めてもらうため、計画の策定過程において、多様な市民参加の機会を設け、市民と共に考え、協力し、市民協働による計画づくりを行う。そのため、北本市市民参画推進条例（平成 24 年 9 月 28 日条例第 24 号）第 7 条に定める市民参画を、計画策定過程において実施していく。

(5) 市民に分かりやすい計画づくり

計画の構成については、市民に分かりやすい体系とするとともに、市民の視点に立った表現で計画づくりを行う。

(6) P D C A サイクルによる適切な進行管理が行える計画づくり

P D C A サイクルを活用した適切な進行管理や施策の成果を明確に把握するための指標等を用いるなど、効率的かつ効果的な事業展開を図ることができる計画づくりを行う。

(7) 国及び県の政策並びに本市の個別計画との役割分担・整合を図った計画づくり

特定の行政課題に対応するため、法令等に基づき策定された国、県等の政策や本市の個別計画との関係性を明確にし、体系化するとともに整合性のある計画づくりを行う。

特に令和 6 ～ 7 年度にかけて策定予定の立地適正化計画及び令和 7 年度策定予定の都市マスタープランについては、連携を密に図り、整合性のある計画策定を行うものとする。

(8) S D G s（持続可能な開発目標）の推進

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す世界共通の目標の達成への寄与を視野に S D G s の視点を結びつけた計画づくりを行う。

(9) その他

(1)～(8)までに掲げた考え方に基づき策定を進めるうえで、より効果的な方法がある場合は、そちらを採用することを妨げないものとする。

5 策定体制

庁内における検討組織である庁内推進体制と市民をはじめとする多様な主体の意見等を的確に反映するための庁外推進体制を整え、市民参画及び職員参画のもと、計画づくりを行う。

(1) 庁内推進体制

ア 行政経営会議

計画案を審議し、市として意思決定する。

イ 第六次総合振興計画検討委員会

副部長級及び課長級職員により構成し、計画案の検討を行う。

ウ 第六次北本市総合振興計画策定ワーキンググループ

市長が必要に応じて設置し、計画の策定に関する事項について調査等を行う。

エ 職員アンケート

全職員を対象としてアンケートを行い、市が抱える課題や現行計画の運用面での課題等について、意見を募集する。

(2) 庁外推進体制

ア 北本市総合振興計画審議会

計画案に係る市長からの諮問について、審議する。委員の構成（知識経験者、公共的団体等の代表者及び公募市民）や会の運営等については、北本市総合振興計画審議会規則（平成 21 年 9 月 30 日規則第 28 号）に基づく。

イ 北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議

次期総合振興計画と一体で策定する総合戦略の原案について、幅広い分野の関係者から意見を聴取する。

ウ 市民意識調査（アンケート）

市政に対する市民の意向を確認するため、市民意識調査を実施する。

エ 市民ワークショップ

市の現状や課題を整理したうえで、今後のまちづくりや重点的に取り組むべき施策について検討し、次期総合振興計画に反映させる。

オ 市民説明会

計画案策定の前提となる市の現状や原案の内容についての説明会を行う。

カ パブリック・コメント

北本市パブリック・コメント手続条例（平成 24 年 9 月 28 日条例第 22 号）に基づき、基本構想及び基本計画の原案について、パブリック・コメントを実施する。

キ 子どもの意見表明の機会の確保

市の政策決定過程において、子どもの意見を聴取し、反映させることができるよう、市民参画の実施において、適切な方法で参画機会を確保する。

(3) 市議会

策定の進捗状況に合わせて市議会に報告又は説明し、意見等を求める。

(4) 策定業務の一部委託

策定に当たっては、基礎調査をはじめとする各種調査、情報収集、計画策定手法など専門的知識及び技術を要するため、専門研究機関に業務の一部を委託する。

6 スケジュール

別添「第六次北本市総合振興計画策定スケジュール」のとおり。

第六次北本市総合振興計画策定スケジュール

Ⅰ 策定スケジュール

令和6年6月26日現在

区分		令和6年度											備考		
		令和6年									令和7年				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月	
市民参画	市民意識調査（アンケート）				① アンケート案作成	② アンケート実施	③ アンケート集計作業	④ 集計結果							
	市民ワークショップ						① 市民ワークショップ打合せ		② 第1回ワークショップ	③ 第2回ワークショップ					
	市民説明会											① 市民説明会（8園域）			
	パブリック・コメント									広報原稿（基本構想）		① 意見募集（基本構想）			
	子どもの意見表明						※ワークショップ等への子どもの参加も検討							※市民参画において、適切な方法で参画機会を確保する	
	総合振興計画審議会								諮問（基本構想）	審議（基本構想）	審議（基本構想）				
	まち・ひと・しごと創生有識者会議								① 意見聴取・総合計画と総合戦略について						
内部検討・会議	行政経営会議	① 4/17策定方針案を決定 （社会部、総務、健康・福祉、教育委員会、市民生活部）				② 方針・スケジュール・WG設置について			③ 基本構想骨子案について	④ 基本構想について	⑤ 基本構想素案について		⑥ 基本計画方向性・WG設置について		
	検討委員会				① 方針・スケジュール・WG設置について				② 基本構想骨子案について	③ 基本構想について	④ 基本構想素案について		⑤ 基本計画方向性・WG設置について		
	ワーキンググループ							① 人口減少問題ワーキンググループ							
	職員アンケート				① 実施	① 集計						② 実施	② 集計		
その他	第2期人口ビジョン					① 策定作業						② パブリック・コメント			
	市議会（全員協議会）			① 全協説明			② 全協説明			③ 全協説明			④ 全協説明		
業者	策定支援業務	制定支援委託起業委託仕様書起案	① 第1回委託業者選定委員会	② 第2回委託業者選定委員会	契約	支援業務		③ 市の現状把握調査結果	④ 現行計画総括資料	支援業務				⑤ 助実施報告書	
都市計画	立地適正化計画策定業務	制定支援委託起業委託仕様書起案	第1回委託業者選定委員会	第2回委託業者選定委員会	契約	素案・アンケート作成（必要に応じてまちづくり検討委員会・策定幹事会開催）	アンケート実施	素案作成（必要に応じてまちづくり検討委員会・策定幹事会開催）				都市計画審議会諮問		助実施報告書	
	都市マスタープラン策定業務						予算措置			補正（0債務負担行為）			契約		

区分		令和7年度											備考	
		令和7年									令和8年			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
市民参画	市民意識調査 （アンケート）													
	市民ワークショップ													
	市民説明会													
	パブリック・コメント				広報原稿 （基本計画）		② 意見募集（基本計画）							
	子どもの意見表明													※市民参画において、適切な方法で参画機会を確保する
	総合振興計画審議会	① 答申 （基本構想）		諮問 （基本計画案）	審議 （基本計画案）	審議 （基本計画案）		② 答申 （基本計画案）						
	まち・ひと・しごと創生有識者会議								② 報告・基本計画案					
内部検討・会議	行政経営会議	⑦ 基本構想最終案について		⑧ 基本計画骨子案について	⑨ 基本計画について	⑩ 基本計画素案について		⑪ 基本計画最終案について						
	検討委員会	④ 基本構想最終案について		⑦ 基本計画骨子案について	⑧ 基本計画について	⑩ 基本計画素案について		⑨ 基本計画最終案について						
	ワーキンググループ	③ 成果指標設計ワーキンググループ												
	職員アンケート													
その他	第2期人口ビジョン			③ 人口ビジョン確定										
議会	市議会（全員協議会）		⑤ 議案上程（基本構想）	⑥ 基本構想の議決			⑦ 全協説明		⑧ 議案上程（基本計画）	⑨ 基本計画の議決				
業者	策定支援業務	支援業務									⑥ 計画書・計画概要版納品		⑦ R7実施報告書	
都市計画	立地適正化計画策定業務	原案作成（必要に応じてまちづくり検討委員会・策定幹事会・都市計画審議会開催）						市民説明会	初日全協説明 パブリック・コメント	都市計画審議会答申	計画策定市長決裁	計画書納品	R7実施報告書	最終日全協説明
	都市マスタープラン策定業務	原案作成（必要に応じてまちづくり検討委員会・策定委員会・都市計画審議会開催）				都市計画審議会諮問	原案作成（必要に応じてまちづくり検討委員会・策定委員会・都市計画審議会開催）		市民説明会	初日全協説明 パブリック・コメント	都市計画審議会答申	計画改定市長決裁	計画書納品	R7実施報告書

※上記の手続きは、状況に応じて変更することがあります。

2 上記区分の説明及び特記事項

区分		説明	特記事項	
市民参画	市民意識調査（アンケート）	市政に対する市民の意向を確認するため、市民意識調査を実施する。	①設問について全庁照会を実施し、決定するとともに対象者の抽出等、準備する ②無作為抽出による2,000人の市民を対象としたアンケートを実施する ③委託業者にて、アンケートを集計する ④委託業者からアンケート集計結果が到着する	
	市民ワークショップ	市の現状や課題を整理したうえで、今後のまちづくりや重点的に取り組むべき施策について検討し、次期総合振興計画に反映させる	①策定支援業者の知見を含め、効果的な内容及び方法について決定する ②人口問題に関する講演を行った上で、今後のまちづくりについて討議等実施 ③第1回に引き続き、討議を行う	
	市民説明会	計画案策定の前提となる市の現状や原案の内容についての説明会を行う。	①8つの地域コミュニティにて、基本構想案の説明会を実施する	
	パブリック・コメント	北本市パブリック・コメント手続条例に基づき、基本構想及び基本計画の原案について、パブリック・コメントを実施する。	①基本構想に対するパブリック・コメントを実施する ②基本計画に対するパブリック・コメントを実施する	
	子どもの意見表明	子どもの意見を聴取し、反映させることができるよう、市民参画の実施において、適切な方法で参画機会を確保する。		
	総合振興計画審議会	計画案に係る市長からの諮問について、審議する。委員の構成（知識経験者、公共的団体等の代表者及び公募市民）や会の運営等については、北本市総合振興計画審議会規則に基づく。	①基本構想に対する答申をもらう ②基本計画に対する答申をもらう	
	まち・ひと・しごと創生有識者会議	次期総合振興計画と一体で策定する総合戦略の原案について、幅広い分野の関係者から意見を聴取する。	①総合戦略を総合振興計画と一体的に策定することに対する意見を聴取する ②総合戦略を含めた総合振興計画（案）を報告する	
内部検討・会議	行政経営会議	計画案を審議し、市として意思決定する。	①第六次総振の策定方針を決定する ②策定方針・スケジュール・WGの設置について決定する ③基本構想骨子案について決定する ④基本構想について継続審議する ⑤基本構想素案について決定する ⑥基本計画の方向性・WG設置について決定する	⑦基本構想最終案について決定する ⑧基本計画骨子案について決定する ⑨基本計画について継続審議する ⑩基本計画素案について決定する ⑪基本計画最終案について決定する
	検討委員会	副部長級及び課長級職員により構成し、計画案の検討を行う。	①検討委員会を設置し、策定方針・スケジュール・WGの設置について検討する ②基本構想骨子案について検討する ③基本構想について継続審議する ④基本構想素案について決定する ⑤基本計画の方向性・WG設置について検討する	⑥基本構想最終案について検討する ⑦基本計画骨子案について検討する ⑧基本計画について継続審議する ⑨基本計画素案について検討する ⑩基本計画最終案について検討する
	ワーキンググループ	市長が必要に応じて設置し、計画の策定に関する事項について調査等を行う。	①本市における人口減少に係る課題整理及び人口減少への対応策を検討し、今後の方向性を決定する ②土地の合理的かつ適切な保全・活用の方角を示し、総合的・計画的な土地利用を図るための指針を決定する ③五次計画の成果指標を分析のうえ、六次計画における成果指標の在り方を検討し、設計する	
	職員アンケート	全職員を対象としてアンケートを行い、市が抱える課題や現行計画の運用面での課題等について、意見を募集する。	①運用の課題等についてアンケートを実施し、現状の課題を整理する ②総合振興計画の適切な進捗管理に向け、アンケートを実施し、成果指標設計ワーキングでの検討材料とする	
	第2期人口ビジョン	第2期北本市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの策定を行う。	①国立社会保障・人口問題研究所における将来推計人口や本市の現況を踏まえた人口ビジョンを策定する ②基本構想と併せてパブリック・コメントを実施する ③基本構想の議決をもって第2期人口ビジョンを確定する	
議会	市議会（全員協議会）	策定の進捗状況に合わせて市議会に報告又は説明し、意見等を求める。	①第六次総振の策定方針について報告する ②市民意識調査及びワーキンググループ（人口減少・土地利用構想）を実施している旨、報告する ③市民意識調査結果及び基本構想骨子案について報告する ④市民ワークショップ実施結果及び基本構想素案、市民説明会の実施について報告する	⑤基本構想について議会上に上程する ⑥基本構想を決定する ⑦成果指標設計WGの結果及び基本計画素案について報告する ⑧基本計画を決定する
業者	策定支援業務	基礎調査をはじめとする各種調査、情報収集、計画策定手法など専門的知識及び技術を要するため、専門研究機関に業務の一部を委託する。	①委託業者選定委員会を設置し、委託業者内申及び選定基準の決定 ②委託業者を選定する ③現況調査結果を基に市を取り巻く環境等、市の現況を把握する ④現行の総合振興計画及び総合戦略の総括を行う	⑤R6年度における実施報告書を提出する ⑥計画書及び計画概要版について、納品する ⑦委託支援業務に係る最終報告書を提出する
都市計画	立地適正化計画策定業務	連携を密に回り、整合性のある計画策定を行う		
	都市マスタープラン策定業務	連携を密に回り、整合性のある計画策定を行う		